

平成30年第4回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	平成30年3月28日（水） 午後1時33分から午後3時28分まで
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長 山下 由行 教育長職務代理者 今井 智一 委員 藤田 正実 委員 松山 顕子 委員 野口 喜代美
事務局出席者	教育部長 玉木 正生 次長（管理担当） 平井 茂治 次長（学校教育担当） 中村 康春 教育総務課長 山寄 吉未 教育総務課長（教育環境整備担当） 伴 統子 学校教育課長 岡根 富美代 社会教育課長 奥田 邦彦 文化スポーツ振興課長 古谷 淳子 歴史文化財課長 長峰 透 保育幼稚園課参事 菊田 津多江 教育総務課長補佐（総務企画担当） 林 英明 教育総務課総務企画係長 曾我 めぐみ
書記	甲賀図書館長 奥山 律雄

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 平成30年第2回教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 3月 教育長 教育行政報告
(2) 平成30年第2回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果について
(3) 甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について
(4) 甲賀市・ミシガン州中学生国際交流事業（受入）について
(5) 新水口体育館建設に係る検討委員会の進捗状況について

3. 協議事項

- (1) 議案第14号 甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
(2) 議案第15号 教育財産の用途の廃止に関し議決を求めることについて
(3) 議案第16号 甲賀市立鮎河小学校教員住宅管理規則を廃止する規則の制定について
(4) 議案第17号 甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について
(5) 議案第18号 小原小学校再編検討協議会設置要綱の制定について
(6) 議案第19号 甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
(7) 議案第20号 雲井学区保育園・小学校再編検討協議会委員の委嘱について
(8) 議案第21号 甲賀市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
(9) 議案第22号 甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について
(10) 議案第23号 甲賀市立学校評議員の委嘱について

- (11) 議案第24号 甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について
- (12) 議案第25号 甲賀市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (13) 議案第26号 甲賀市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (14) 議案第27号 甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (15) 議案第28号 甲賀市少年補導委員の委嘱について
- (16) 議案第29号 甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について
- (17) 議案第30号 甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (18) 議案第31号 甲賀市埋蔵文化財発掘作業員雇用規程の一部を改正する規程の制定について
- (19) 議案第32号 甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱について
- (20) 議案第33号 甲賀市教育委員会事務局職員の異動について

4. その他、連絡事項など

- (1) 平成30年第6回(4月定例)教育委員会について
- (2) 平成30年第4回教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

[開会 午後1時33分]

管理担当次長 それでは、平成30年第4回甲賀市教育委員会定例会を開催させていただきます。

管理担当次長 開会にあたりまして、市民憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立願います。

(一同 市民憲章唱和)

管理担当次長 ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、山下教育長からご挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いいたします。

教育長

辺りはすっかり春の装いになってきております。桜の開花もあちこちで聞かれるようになりました。皆様方には大変お忙しい中、市内の学校や園での卒業式・卒園式にご出席を賜り誠にありがとうございました。いずれの卒業式も厳粛な中にも感動的な雰囲気の中で執り行われたと、各学校の校長より報告を受けております。卒業生たちが新たな場所でたくましく成長していってくれることを心から願うところであります。

さて、今回の定例会は平成29年度最後の定例会となりました。この一年間山田元教育長職務代理者の退任と野口委員の就任という大変大きな出来事がございましたが、皆様方の熱心なご協議をいただき、また、ご指導いただく中で、多くの案件を審議し決定してまいりました。毎回の会議におきましては、レイマンコントロールと言われるように、委員の皆様には市民の目線で教育委員会の業務を見ていただき、率直なご意見を賜ることができ感謝を申し上げます。

年度の締めくくりにあたりまして、前回の臨時会では新しい給食センターのこと、教育環境整備のこと、再編検討協議会のこと等についてお話しをさせていただきましたが、他の分野に関しましても少しお話しをさせていただきたいと思っております。

学校教育に関しましては、日々発生します子ども達への問題への対応や指導、授業改善に対する指導、教職員の研修や研究への支援、経済的に困難な家庭への支援、教職員の人事、国際交流事業等々学校教育を支える業務に日々時間を越えて取り組んでもらっているところであります。

次年度は、特に学力向上の更なる取組の充実や、ICT教育、小学校英語などに取り組んでまいります。学校の働き方改革と併せて、学校教育課の働き方改革も必要ではないかと思うところであります。

文化スポーツ面では、信楽体育館の改修、水口体育館の建替計画など大きな事業もございましたが、文化スポーツ振興に関わります市内における多彩な事業が円滑に進むよう担当職員は関係者・団体と連携し、進

めることができました。

今年度初めて企画しました「金の卵プロジェクト」も順調に滑り出すことができました。さらなる充実を図っていかなければなりません。また、国体やパラリンピックのホストタウンへの取組も進めてまいることになっております。

社会教育では周到に準備された夏キャンプが天候により実施できずに残念でありました。あいこうか生涯カレッジでは今年も充実した内容で、参加者に満足いただくことができました。図書館の運営は地味ではございますが着実に進めてきていただきました。社会教育施設の今後のあり方については大きな課題ではありますが、今後の社会教育の進め方に関しましては、次年度より始めます「夢の学習」の取組が新しい姿を生み出していってくれることを期待しているところです。

歴史文化財等に関しましては、今年度は大変記念すべき年でもありました。信楽焼や忍者が日本遺産に認定されたこと、また、東山遺跡に大きな建物跡が発見されたことは喜ぶべきことではございますが、一方では取り組まなければならない大きな宿題を背負っていくこととなりました。教育委員会だけで抱えられる課題ではありませんので、保存と活用について甲賀市全体で取り組んでいけるよう今後も働きかけていきたいと思っております。

その他挙げていけばきりが無いほど、教育委員会が所管しています事業は多種多様であります。一つ一つの事業が市民の幸せにどのようなつながっているのか、さらに充実させるためにはどのように進めていけばよいのか、本年度をしっかりと総括し、新年度を迎えたいと思っております。

ところで、今月23日に市の職員及び教職員の人事異動内示がございました。本定例会の議案にも挙げておりますが、これまで共に働いてきた多くの関係する同僚職員が異動することになりました。特に退職される職員にはこれまで市の行政推進のために精一杯努めてきていただいたことに感謝申し上げたいと思っております。退職される方には一息入れていただくと共に、新たな人生に目標を持って進んでいっていただければと願

います。また、他の部署に異動される職員には、新たな部署でも「ポストでベスト」な働きをしていっていただくことを願うと共に、この一年の出会いをこれからもお互いに大切にしていきたいと思うところです。

本日の定例会は大変多くの議題について協議していただかなければなりません。皆様には慎重審議をお願いして開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、次第に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに、1. 会議録の承認（1）平成30年第2回教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料1でございます。会議録については、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

教育長 ただ今の（1）平成30年第2回教育委員会（定例会）会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長 それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

（1）3月教育長教育行政報告について、資料2に基づき、以下の4件について報告を行います。

1件目は、2月23日（金）のウエルカムセレモニーから、3月1日（木）のフェアウェルパーティーまで、約1週間に亘ります中学生国際交流事業についてです。ミシガン州3つの姉妹都市の合計4中学校から、20名の中学生と、6名の引率者を迎え、市内各地でホームステイや学校体験などを通して交流が図られました。今年は、初めての企画として引率者の皆さんと私が懇談会を持ちました。交流事業の意義、時期や人数のこと等、有益な話し合いができました。

2件目は、2月24日（土）に開催いたしました、「金の卵プロジェクト・五輪メダリストによるバレーボールクリニック」についてです。今年度初めての企画で、子どもたちに科学・芸術・スポーツなど様々な分野で、本物に触れさせていこう、そしてより高い目標を目指して未来に向かって頑張る甲賀市の児童生徒を育成するねらいで始めました。今回は土山体育

館において、市内でバレーボールに取り組んでいるスポーツ少年団員や中学校のバレーボール部員を対象に開催し、講師にロンドンオリンピック銅メダリストの元東レアローズ迫田さん、中道さんをお招きしました。大変多くの児童生徒に分かりやすく教えていただき大好評でした。

3件目は3月18日（日）に開催し、委員の皆様方にもご出席を賜りました鮎河小学校・鮎河保育園閉校閉園式についてであります。145年という長きに亘って多くの卒業生を輩出し、地域の心のよりどころになっていた小学校の閉校は、住民の皆様にとってはまさに苦渋の決断でありました。数年前から子どもたちの育ちを第一に考え、休校・休園の措置がとられていましたが、鮎河地域の新たな出発のための必要なステップとして閉校閉園に理解をしていただきました。地域の活性化が図られるよう、跡地の活用については、教育委員会のみならず部局横断的に地域と十分協議し取り組んでいかなければなりません。

4件目は3月25日（日）に開催いたしました、第21回あいの土山斎王群行についてであります。昨年度に引き続き、今年も装束をつけて群行に参加させていただきました。地域の実行委員会の方々の熱意が大きな推進力となり、1300年前の群行の再現が21年間継続されてきました。天候にも恵まれ、沿道には多くの見学の方も出ておられ、華やかな一日となりました。垂水頓宮を含めて甲賀市には4つの国史跡があります。それぞれに今後の保存と活用が必要であり、教育委員会の重要な業務であります。

以上、3月教育長教育行政報告とさせていただきます。

教育長

ただ今の（1）3月教育長教育行政報告について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

教育長

特にご意見、ご質問等ございませんので、（1）3月教育長教育行政報告については、報告事項として終わらせていただきます。

教育長

次に、（2）平成30年第2回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果について、資料3に基づき説明をお願いします。

教育部長 報告事項（２）平成３０年第２回甲賀市議会定例会（３月）提出議案（教育委員会関係）の結果について、資料３に基づき報告させていただきます。

（以下、資料３により報告）

教育長 ただ今の（２）平成３０年第２回甲賀市議会定例会（３月）提出議案（教育委員会関係）の結果について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

教育長 一般質問でも、いろいろなご意見、ご提言がございました。特に、この中では学校教育のあたりでスマホのことについて、今後、市としても何らか取り組んでいってほしいといったこともございまして、教育委員会としても取り組んでいくとの返答もしているところでございます。また、この進捗状況につきましては、皆さまにご報告もさせていただき、ご意見も賜われればと思うところであります。

それでは、（２）平成３０年第２回甲賀市議会定例会（３月）提出議案（教育委員会関係）の結果については、報告事項として終わらせていただきます。

教育長 続きまして、（３）甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について、資料４に基づき説明をお願いします。

教育総務課長（教育環境整備担当） それでは、（３）甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について、資料４に基づき報告させていただきます。

（以下、資料４により報告）

教育長 ただ今の（３）甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 鮎河小学校の閉校式に出席しまして、いろいろ思うところがありました。卒業生が「ひとりで寂しかった。」と思いを語られたことも印象的でしたが、今後、どのようになるかということも考えさせられました。大林先生の講演の中で、中山道を歩きながら人口減少のところを見て、

そして、岐阜に行きながら、どんなことを話されているかということを知られ、考えておられた。今後、アウトサイダー的だけれども、そのような思いを持っておられる人たちを、先程、教育長が部局を横断的にとおっしゃられました。どういう展望で、どのようなかたちにされるかをお聞かせいただければと思います。

特に小学校の卒業式や幼稚園・保育園の卒園式に行くたびに必ずこの話が出てきます。責任者の方からは、やっと答えが出た、けどこれからは、今度どこに統合の園を設けるか、例えば、伴谷の場合は、園を設けるときに、どういう人たちに来てもらうか、どういう場所がいいかということを考えるとき、学校に関わってきた人が思い悩んでいることを聞きました。そういう声は、どこでどう取り上げて、そして、今後に向けていかれるのか。いろいろな思いが、責任者の方からもあるんだなということを知って思いました。そういう大事な、寄り添っていく必要がある意見は、どこでどのように取り上げて、今後進んでいかれるかをお聞かせいただきたい。

教育総務課長（教育環境整備担当） 今後の跡地活用については、部局横断的に取り組み、活用検討協議会には、再編検討協議会の委員にも残っていただき、また、新しい区長様にも入っていただき、自治振興会とも連携をしながら地域でも取り組んでいただきます。市では政策推進課が中心となって進めていきます。もちろん教育委員会も入らせていただきます。

保育園の統合の園をどうしていくかにつきましては、これから実施計画検討協議会を設けさせていただく予定をしています。そこで、新しい園づくりについていろいろと協議をしていただく中で、決めていただいております。また、今その委員を地域の方からご推薦というかたちでお願いをしている状態でございます。

教育長 特に、これからの利活用につきましては、住民の方のいろいろな層の意見を吸い上げる方法を、その委員会でも、さらに取り組んでいかれます。また、今までも、いろいろな地域懇談会もやっておりますし、アンケート等も行っていますが、今後さらに、委員会で住民の意見をまとめ

ながら、また、外部の民間企業等もありますので、その提案も受けながら検討がされるものと思っております。

保育園につきましては、保護者の代表でありますとか、実際そこで教えられる先生方の代表とか、あるいは、地域の代表などいろいろな方々のご意見をまとめながら、今後の姿がつくられていくものだと捉えています。それぞれの地域ごとに、どのようなメンバーでやっていったらいいかということも地域の方々と相談しながら決めていくかたちになっています。

それでは（３）甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告につきましては、報告事項として終わらせていただきます。

教育長 続きます、（４）甲賀市・ミシガン州中学生国際交流事業（受入）について資料５に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、（４）甲賀市・ミシガン州中学生国際交流事業（受入）について資料５に基づき報告させていただきます。

（以下、資料５により報告）

教育長 ただ今の（４）甲賀市・ミシガン州中学生国際交流事業（受入）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、（４）甲賀市・ミシガン州中学生国際交流事業（受入）につきましては、報告事項として終わらせていただきます。

教育長 続きます、（５）新水口体育館建設に係る検討委員会の進捗状況について資料６に基づき説明をお願いします。

文化スポーツ振興課長 それでは、（５）新水口体育館建設に係る検討委員会の進捗状況について資料６に基づき報告させていただきます。

（以下、資料６により報告）

教育長 ただ今の（５）新水口体育館建設に係る検討委員会の進捗状況について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 基本的なことをお伺いします。これは、水口地域だけでなく、全市民

が使える体育館でもあるのでしょうか。

文化スポーツ振興課長 この体育館は、あくまでも市民全体が使える体育館でございます。水口地域にできる関係で、周辺の方々、利用団体の方々、障がいがある方の代表で選出いただき、協議しているところでございます。

委員 そうであれば、新しい体育館施設ですので、他の町にない施設にもできるのではないかと思います。市民の期待もあると思いますので、水口地域だけでなく、広く甲賀市全体の思いや意見が集約された新水口体育館という認識でよろしいか。

文化スポーツ振興課長 ただ今検討委員会につきましては、綾野・水口地域の方々、今度建設しようとしている旧甲賀病院跡地の周辺地域の方々等を含めて地域の体育館として建設させていただくわけですが、4月28日の意見交換会では広く意見を聴ける場でもございますので、そのような意見も出てくるかと思えます。併せて、検討委員会でまとめまして検討の中、可能な限り反映させていきたいと考えております。

委員 今のお話ですと、甲賀市全体の方が利用できるが、検討委員会のメンバーは、水口にできる関係で水口地域の方から選ばれているとのことでした。この意見交換会は水口地域の方しか参加できないということですか。他の地域の方の意見を集約する場や機会の予定はありますか。

文化スポーツ振興課長 4月28日の意見交換会につきましては、水口地域全域にチラシを各戸配付させていただいております。そこで、全域からそのような声を聞いて、甲賀市民の方も来て意見を述べていただく機会にもなるかと思えますので、別に日を設定することではございません。

教育部長 この体育館につきましては、今の鹿深ホール西側に体育館がありますが、それが古くなって雨漏りがしている状況ですので、それを建て替えるということが基本的なことです。水口地域、土山地域、甲賀地域等、それぞれ市立の体育館がありまして、その中の一つの体育館という位置付けでございます。今の水口体育館の建替ということで、その付近の地域の皆様に出させていただいて、このような組織を立ち上げてもらって内容を考えてもらっています。今後も、水口地域の体育館ということで、い

ろいろな意見の交換会という場をつくって出てきていただくと考えております。ただ、市内のどこの体育館であったとしてもすべての市民が、使うことができますので、その意味での市全体の体育館という話をさせていただいているわけであって、今は各地域にそれぞれ体育館があるというところの一つの体育館というかたちで考えております。

教育長 いろいろな要望の中で、アリーナのようなもっと大規模な大会ができる市の体育館を建てて欲しいという要望も聞いております。そのような意味での水口体育館ではなく、地域体育館の建替ということです。ただ活用については全市民がどこの場でも使うことができることで考えています。将来的に、そのような大きな大会が呼べるような体育館をつくらうとすると、かなり大規模な予算の準備や、何らかのバックアップがないと建設が難しい状況にあります。まずは市民の方々の体力向上のための体育館ということで位置付けています。

委員 現在、他の体育館の改築や手直しはなかなかできないと思います。いろいろなところに出ますと、本当は体育館を直してほしいけれども市も大変と聞いているのでなかなか言えないといった声を聞きます。地域の体育館ということも分かるが、個人的な考えとして、体育館が新しくなるので、広く市民の意見を聴くことがあってよいのではないかと思います。

教育部長 地域の体育館ということで、今ある体育館の近くのところで、地域の方、水口町の方が気軽に使っていただける体育館、この中でも意見がありました。一人でもいつでも使える体育館が欲しいという意見が出ていました。その関係で、平面図案を見ていただきたいのですが、2階に周りをランニングできるコースをつくっていたり、ちょうど観客席の裏側ですが、そこを周回できるランニングコースをつくってみたり、トレーニングルームや格技場を2階に設けたり、地域の方のご意見を聴きながら、誰でも使えるようなところをしたいというものをつくっています。

教育長 この前、水口体育館が雨の後天井が落ちて緊急対応をしなくてはなりません。また、雨漏りが非常に激しくて、耐震的なことも含め非

常に心配なのではないということもあり、建替の必要が生まれてきました。

教育長職務代理者 先程、教育長が言われて思ったのですが、例えば、バレーボールやバスケットなどプロの公式戦などが呼べるような規格になっているのでしょうか。

文化スポーツ振興課長 プロの試合等は開催することができません。それは、集客が何人とかいう設定がございまして、それには対応できないということになっております。高校生までの県大会等の公式戦はできることにはなっております。

教育長 他にご意見ございませんので、(5)新水口体育館建設に係る検討委員会の進捗状況につきまして、報告事項として終わらせていただきます。

教育長 続きまして、3.協議事項に移らせていただきます。

(1)議案第14号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、資料7に基づき説明をお願いします。

教育総務課長(教育環境整備担当) それでは、(1)議案第14号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、資料7に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料7により説明)

教育長 ただ今の(1)議案第14号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 具体的に書いてある資料3ページ目「指導教職員係」の6番目に「外国籍の児童生徒の指導に関すること」とあります。言葉の問題ですけれども、外国籍のなかにも外国にルーツを持つ日本国籍の子もいますので調べてみたら、県にも2005年7月に県教委が出した指導方針があり、「外国人児童生徒」という言葉が使われていました。今日の定例会の報告の中にも、外国人住民とか外国籍というのはありませんが、外国籍を外国人児童生徒というのは、一般に使われていると私は思っていますが、いかがでしょうか。ことばの使い方だけですけれども。2005年の書類には外国人児童生徒という言葉が使われていますので。

教育長 その点についてはどうでしょうか。県の教育委員会あたりで使ってい

る文言はどの文言でしょうか。

学校教育担当次長 委員さんが言われたとおりです。おそらく今まで使っていたものを、こちらに移しただけのことと理解しています。文言としては委員が言われた文言があります。

委員 具体的には、いろいろな会議では外国にルーツを持つ児童生徒とされていますが、外国籍だけではなく日本国籍を持っている場合もありますので、正式には外国人児童生徒というのが文部科学省のところでも出ているので変えた方がいいのかなと思います。そのことで、質問させていただきましたので考えをお聞かせください。

教育長 この改正は、いままでの仕事の係を移したということですが、県の指針等には「外国人児童生徒に関すること」となっていることをお聞きし、修正する方がより正しいということですので、修正するということがよろしいでしょうか。問題はありませんか、再度確認しますか。

教育部長 ご意見ありがとうございます。これにつきましては、確認したうえで修正が必要ならば修正させていただいて、ご連絡さしあげます。

教育長 文言修正ですので、確認をお願いします。他の点はどうでしょうか。これを移動したのは、今まで、教育支援係に入っておりましたが、特に教育支援係は、特別支援の必要な子どもたちを中心とした係ということに集中しておりますので、指導教職員係にしたのは、実態に合わせて移動したということになります。

それでは、全体につきましては特に異論がないということで、文言修正につきましては他の関係文書等を確認しながら、必要と認められる場合には修正するということが、他の部分についてはご了解いただけたということよろしいでしょうか。文言については再確認の後に決定というかたちをとらせていただきますので、(1) 議案第14号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定については、文言修正を確認のうえ可決することとします。

学校教育担当次長 先程、(1) 議案第14号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についての文言において保留をいただいている部

分でございます。いくつかの書物で確認させていただきました。そのような中で、文部科学省の書物も一定ではございませんでした。そのような中で「外国人児童生徒等」という言葉に変えさせていただきたいと思えます。と言いますのは、外国人の生徒だけが対象ではなく、日本国籍を持った日本語をしゃべれない子どもさんも対象でありますし、他の国に行っておられて帰国された子どもさん、帰国の児童生徒も対象でございます。そんな中で、一つひとつを挙げるわけにはいきませんので、「外国人児童生徒等の指導に関する事」に変えさせていただきます。

教育長 それでは（１）議案第１４号甲賀市教育委員会事務局組織規則の資料７の３条（６）の「外国籍の児童生徒の」を「外国人児童生徒等の」というかたちに修正のうえ可決させていただきます。

教育長 続きまして、（２）議案第１５号教育財産の用途の廃止に関し議決を求めることについて、資料８に基づき説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、（２）議案第１５号教育財産の用途の廃止に関し議決を求めることについて、資料８に基づき提案理由を申し上げます。

（以下、資料８により説明）

教育長 ただ今の（２）議案第１５号教育財産の用途の廃止に関し議決を求めることについて、何かご意見、ご質問等ございませんか。

教育長職務代理者 伴谷東児童クラブの計画地は、伴谷東小学校の駐車場の一部を使うこととなっております。図では予定地は道沿いにありますが、車は児童クラブを越えて駐車場に止めることになるのですか。

教育総務課長 資料８の最終ページに計画平面図があります。西側に取付道路があります。若干勾配をつけて上り坂になりますが、そこから入っていただいてその突き当たりが施設となっております。車はそこから駐車場に入るように進入道路を確保しています。

教育長職務代理者 子どもが車と交錯することはないですか。

教育総務課長 残りの部分は、そのまま残すこととなります。

教育長職務代理者 小学校が終わって、子どもが放課後児童クラブに行くときの安全面についてお聞きしたい。車が入って行くところと、小学校から歩いて

行くところは交差しないということですね。

教育長 残りの土地がまだ駐車場ですね。そのの駐車場に車が入り出すときに、子どもが下校し児童クラブに行くときに交差しないかどうかというご質問かと思えます。ただ、ここにつきましては、今までから駐車場として使われておりました。

管理担当次長 最後のページに平面図があります。上が伴谷東小学校になります。児童クラブで使われる出入口は、上部の進入路部分です。東西に走っている部分が、歩道部分で通路として園の方に入ることになります。車の出入りは、歩道部分の下に幅 8 m 程の進入路が設けられており、そこから入って駐車場を使うことになります。なお、伴谷東小学校の駐車場につきましては、図面下側のところからの出入りとなります。

教育長 子どもたちがここを下校するときに入り出す車は、一般の駐車場ではなく、学校の駐車場ですので数としては少ないと思えます。

教育長 その他ご質問がございませんので、(2) 議案第 15 号教育財産の用途の廃止に関し議決を求めることについては、原案どおり可決することとします。

教育長 続きまして、(3) 議案第 16 号甲賀市立鮎河小学校教員住宅管理規則を廃止する規則の制定について、資料 9 に基づき説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、(3) 議案第 16 号甲賀市立鮎河小学校教員住宅管理規則を廃止する規則の制定について、資料 9 に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料 9 により説明)

教育長 ただ今の(3) 議案第 16 号甲賀市立鮎河小学校教員住宅管理規則を廃止する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(3) 議案第 16 号甲賀市立鮎河小学校教員住宅管理規則を廃止する規則の制定については、原案どおり可決することとします。

教育長 続きまして、(4) 議案第 17 号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、資料 10 に基づき説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、(4) 議案第17号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、資料10に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料10により説明)

教育長 ただ今の(4) 議案第17号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(4) 議案第17号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、原案どおり可決することとします。

教育長 続きまして、(5) 議案第18号小原小学校再編検討協議会設置要綱の制定について、資料11に基づき説明をお願いします。

教育総務課長(教育環境整備担当) それでは、(5) 議案第18号小原小学校再編検討協議会設置要綱の制定について、資料11に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料11により説明)

教育長 ただ今の(5) 議案第18号小原小学校再編検討協議会設置要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(5) 議案第18号小原小学校再編検討協議会設置要綱の制定について、原案どおり可決することとします。

教育長 続きまして、(6) 議案第19号甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料12に基づき説明をお願いします。

教育総務課長(教育環境整備担当) それでは、(6) 議案第19号甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料12に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料12により説明)

教育長 ただ今の(6) 議案第19号甲賀市保育園及び認定こども園実施計画

検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(6) 議案第19号甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、原案どおり可決することとします。

教育長 続きまして、(7) 議案第20号雲井学区保育園・小学校再編検討協議会委員の委嘱について、資料13に基づき説明をお願いします。

教育総務課長(教育環境整備担当) それでは、(7) 議案第20号雲井学区保育園・小学校再編検討協議会委員の委嘱について、資料13に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料13により説明)

教育長 ただ今の(7) 議案第20号雲井学区保育園・小学校再編検討協議会委員の委嘱について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(7) 議案第20号雲井学区保育園・小学校再編検討協議会委員の委嘱について、原案どおり可決することとします。

教育長 続きまして、(8) 議案第21号甲賀市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、資料14に基づき説明をお願いします。

教育総務課長(教育環境整備担当) それでは、(8) 議案第21号甲賀市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、資料14に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料14により説明)

教育長 ただ今の(8) 議案第21号甲賀市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

教育長職務代理者 理事という方が増えるわけですがけれども、この理事さんは市役所

の職員さんの理事という肩書を持った方がなられるわけですか。

教育長 具体的に言いますと、「教育長を補佐」ということをございます。仕事の中味といたしましては、教育委員会は幅広い職がございますが、中でも管理担当というかたちで、特に再編検討協議でありますとか、あるいは学校施設等の改修も非常に多く必要ですし、それから今後の社会教育施設、体育館もそうですし、図書館とか公民館などいろいろな施設の統合等が課題になってきますので、そういった管理的な部分を中心としながら、職を持ってもらって、部長とともに教育委員会全体を見渡してもらおう立場の仕事を果してもらおうと考えております。そのようなことで、理事は市の職員からとなっております。

教育長職務代理者 理事を置くというのは、教育委員会に限られていますか。

教育長 教育委員会と総務部に理事の職があります。

委員 今おられる理事員の職はどうなりますか。

教育長 理事員という職は、次年度はなくなります。

委員 理事は局長、例えば青少年局長などと兼ねるということをよく聞きますが、この場合は部長級であって、ひとつ理事だけという職務になるのでしょうか。何々と何々を兼ねるというものではないのですか。

教育長 教育委員会が抱える幅広い業務を2人部長制的なかたちで行います。部長については全体を見渡しますが、その中でもメインに管理的な、今言った再編でありますとか、施設等のことを中心的に見ていただきながら、なおかつ教育委員会全体を見渡してもらって部長とともに教育委員会の指導をしてもらおうという立場をとってもらいます。

教育長 その他、特にご質問がございませぬので、(8)議案第21号甲賀市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案どおり可決することとします。

教育長 続きまして、(9)議案第22号甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について、資料15に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、(9)議案第22号甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について、資料15に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料15により説明)

教育長 　ただ今の(9)議案第22号甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 　特にご意見、ご質問等ございませんので、(9)議案第22号甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について、原案どおり可決することとします。

教育長 　続きまして、(10)議案第23号甲賀市立学校評議員の委嘱について資料16に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 　それでは、(10)議案第23号甲賀市立学校評議員の委嘱について、資料16に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料16により説明)

教育長 　ただ今の(10)議案第23号甲賀市立学校評議員の委嘱について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 　特にご意見、ご質問等ございませんので、(10)議案第23号甲賀市立学校評議員の委嘱について、原案どおり可決することとします。

教育長 　続きまして、(11)議案第24号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について、資料17に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 　それでは、(11)議案第24号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について、資料17に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料17により説明)

教育長 　ただ今の(11)議案第24号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

教育長職務代理者 　この方々は新しく委員になられる方ではなくて、続投というかたちで4人の方に委嘱されるのですか。

学校教育課長 　前回、委嘱させていただいた委員と同じメンバーの方でございます。引き続き2年間、委員をお務めいただきます。

教育長 　特に、その他ご意見、ご質問等ございませんので、(11)議案第24

号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について、原案どおり可決することとします。

教育長 続きます、(12)議案第25号甲賀市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料18に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、(12)議案第25号甲賀市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料18に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料18により説明)

教育長 議案第26号甲賀市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についても関連はありますか。

学校教育課長 あります。

教育長 それでは、(13)議案第26号甲賀市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についても併せて説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、(13)議案第26号甲賀市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料19に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料19により説明)

教育長 ただ今の(12)議案第25号甲賀市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、並びに(13)議案第26号甲賀市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についての説明を受けました。両議案とも同じような考えのもとに改正をするものですので、併せて提案の説明を求めました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 漢字検定と英語検定の両方説明を受けましたが、英検の方は準1級と1級は学外でもよいという設定に変えるとなっています。新旧対照表の中で、補助対象となる経費のところ、英検の方だけ「準1級又は1級を英語検定協会が指定する本会場にて受験する際の検定料」ということをわざわざ明記していますが、英検だけが準1級より上は学校で受けら

れないので学外で受けても補助します、要するにどの級を受けても補助しますということで、英検についてのみこのような規定が書かれているということですか。

教育長 英検の1級、準1級は学校受験ができないので書かれていると思います。

委員 漢字検定は学内で受けることができますか。

学校教育担当次長 漢字検定は学内で受けることができます。英検の1級、準1級はそれなりの試験官がおられることが前提だと思います。確認させていただきます。

教育長 おそらく今までは、中学生の中で英検の1級、準1級を受験する生徒がいなかったと思います。最近では、英検の1級、準1級を受験する生徒がおられるようになってきたので、あえて要綱に書くようになったのではないかと思います。また、今までは甲賀市の中学校に在学していないと補助が受けられなかったが、市内に住んでいれば甲賀市の中学校に在学していなくても補助が受けられるように枠を広げました。英検の1級、準1級については、後で確認します。

学校教育担当次長 実は、この受験方法の手引きの中に、1級・準1級は本会場での受験となるということが明記されておりまして、その理由について、協会に問い合わせましたが、協会も確認させてくださいとのことでした。手引きには、本会場でしか受けられないと明記していますので、その文言を使わせていただきました。

教育長 学校受験が許されていない級ということと、先程、申しましたようにおそらく、前には1級・準1級を受ける子どもが中学生にはなかなかなく意識せずによかったのが、最近、そのような生徒が出てこられましたので、あえて、このことにもふれる必要があったのではないかと思います。

教育長 それでは、(12)議案第25号甲賀市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、並びに(13)議案第26号甲賀市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定については、原

案どおり可決することとします。

教育長 続きます、(14)議案第27号甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料20に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、(14)議案第27号甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料20に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料20により説明)

教育長 ただ今の(14)議案第27号甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱の一部を改正する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

教育長 この改正は受給者の方にとってよりプラスになることと、事務の簡素化につながる改正となっております。

委員 対象になる方への連絡はありますか。

学校教育課長 第3子以降のお子様をお持ちのご家庭には、こちらの方から個人に通知をさせていただいております。学校を通しての申請ではなく、郵送により個人あてに申請書を送付しています。

委員 申請書が送られてきたら、対象者であるということですか。

学校教育課長 そうです。

教育長 特に、その他ご意見、ご質問等ございませんので、(14)議案第27号甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱の一部を改正する要綱の制定について、原案どおり可決することとします。

教育長 続きます、(15)議案第28号甲賀市少年補導委員の委嘱について資料21に基づき説明をお願いします。

社会教育課長 それでは、(15)議案第28号甲賀市少年補導委員の委嘱について、資料21に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料21により説明)

教育長 ただ今の(15)議案第28号甲賀市少年補導委員の委嘱について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(15)議案第28号甲賀市少年補導委員の委嘱について、原案どおり可決することとします。

教育長 続きまして、(16)議案第29号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について、資料22に基づき説明をお願いします。

文化スポーツ振興課長 それでは、(16)議案第29号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について、資料22に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料22により説明)

教育長 ただ今の(16)議案第29号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(16)議案第29号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について、原案どおり可決することとします。

教育長 続きまして、(17)議案第30号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について、資料23に基づき説明をお願いします。

歴史文化財課長 それでは、(17)議案第30号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について、資料23に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料23により説明)

教育長 ただ今の(17)議案第30号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 それぞれの委員の先生方や、委嘱についてどうだという問題ではないのですが、少しお聞きいたします。このあいだ東山遺跡、出土品等のいろいろな資料館を委員協議会として見せていただいて、全然知らなかったことをたくさん学んで、甲賀市にこんな宝があるんだと思い感動しました。その次に考えたのは、文化財の保護というのは非常に大事ですけれども、それだけではなくて、このあいだの議会の答弁でありましたように、遺跡を守るだけではなくて、今後、まちづくりや観光産業なども含めて考えていきたいということを答弁されておられますが、そういうことを展望して、委員会、審議会を持たれる予定はありますか。

この審議会は文化財の指定や文化財保護法に基づいているので、そこまではいかないと思いますが、今のことが展望される委員会があるのか、また、今後持たれる予定があるのか教えていただきたい。

歴史文化財課長 ご指摘がございました、文化財の活用の中でも、それをまちづくりにどのように活かしていくかということを専門的に審議する会についてですが、文化財保護審議会は保護について審議していただくことにはなりますが、平成29年度から3年かけまして、歴史文化財課では歴史文化基本構想を策定する予定をしています。この中では、歴史文化基本構想の策定委員を学識経験者、地元委員、都市計画、まちづくり関係者に委嘱しており、分野を広げてこれからの文化財の活用、地域の活性化、観光振興への活用といった面を審議していただき、それを基本構想の中に盛り込む予定をしています。

委員 ありがとうございます。これまでも、私は、信楽を案内することが多いもので、陶器というものが信楽のイメージでございましたけれども、違う分野でも信楽、甲賀市をPRできるきっかけになるのではないかと思います。甲賀市に在住されている外国の人たちは39か国ございます。いろいろな国から、今は観光者ということだけではなく、家族として2週間、1箇月間滞在されます。あるペルーの家族が京都、大阪、奈良を案内していただいた際に甲賀市のお城が一番印象的だったということがありました。その住んでいる人が自分の家族を呼びますと、この文化財だけではなくて、観光にも関係あります。その視点で何か取り組まれることがあるかなということに興味があったので、今の構想委員会には、市民活動をされている方も入っていますか。

歴史文化財課長 入っておられます。

教育長 これから法律的なものも変わっていく中で、より活用とか、まちづくりに活かしていくという方法が色濃く出てくる時代です。

教育長 特に、その他ご質問等ございませんので、(17)議案第30号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について、原案どおり可決することとします。

教育長 続きますして、(18) 議案第31号甲賀市埋蔵文化財発掘作業員雇用規程の一部を改正する規程の制定について、資料24に基づき説明をお願いします。

歴史文化財課長 それでは、(18) 議案第31号甲賀市埋蔵文化財発掘作業員雇用規程の一部を改正する規程の制定について、資料24に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料24により説明)

教育長 ただ今の(18) 議案第31号甲賀市埋蔵文化財発掘作業員雇用規程の一部を改正する規程の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

教育長 調査作業員A・B・C・Dの区分は何ですか。

歴史文化財課長 Aの方は考古学等の専門的知識を持っておられる方でございます。それに対しましてB・Cの方は長年発掘作業に携わられまして、その日数によりまして技術が上がってこられた方で、新たに作業員になられたり、これから技術を身に付けていかれる方はDとなっています。

教育長 特に、その他ご意見、ご質問等ございませんので、(18) 議案第31号甲賀市埋蔵文化財発掘作業員雇用規程の一部を改正する規程の制定について、原案どおり可決することとします。

教育長 続きますして、(19) 議案第32号甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱について、資料25に基づき説明をお願いします。

保育幼稚園課参事 それでは、(19) 議案第32号甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱について、資料25に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料25により説明)

教育長 ただ今の(19) 議案第32号甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(19) 議案第32号甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱について、原案どおり可

決することとします。

教育長 続きます、(20)議案第33号甲賀市教育委員会事務局職員の異動について、資料26に基づき説明をお願いします。

教育部長 それでは、(20)議案第33号甲賀市教育委員会事務局職員の異動について、資料26に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料26により説明)

教育長 ただ今の(20)議案第33号甲賀市教育委員会事務局職員の異動について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(20)議案第33号甲賀市教育委員会事務局職員の異動について、原案どおり可決することとします。

教育長 非常に多い案件につきましてご協力いただきまして、滞りなく決議することができました。ありがとうございました。

教育長 次に、4. その他、連絡事項に移ります。担当から説明をお願いします。

教育総務課長(教育環境整備担当) (1)平成30年第6回(4月定例)教育委員会については、平成30年4月25日(水)午前9時30分から、この教育委員会室で開催させていただきます。

(2)平成30年第4回教育委員会委員協議会につきましては平成30年4月18日(水)午前10時から開催させていただきます。なお、教育委員会委員協議会のテーマといたしましては「市内小中学校における児童生徒の状況について」「自然体験活動事業について」の2点を予定しております。甲南青少年研修センターにおきます野外調理施設も完成しますことから、この委員協議会につきましては、会場を甲南青少年研修センターでと考えております。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、ぜひご出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 それでは、大変多くの案件を審議いただきまして、ありがとうございました。次回は、新たな年度がはじまることとなりますが、新たな年度もど

うぞよろしくお願ひしたいと思ひますし、また、あいさつでも言ひましたが、特に教育委員会の幹部の皆様方で今回異動をされる方、これまで本当にこの1年いろいろなかたちでご努力いただいたことをあらためて感謝を申し上げ、閉会とさせていただきます。

〔閉会 午後3時28分〕